

プロ人材就業補助金



県内企業が県外のプロフェッショナル人材を雇用した場合に就業中の経費（給与費）の一部を助成します

制度の概要

補助対象者	県内に事業所等を有し、県外のプロフェッショナル人材を県内で雇用しようとする法人又は個人事業主 ※資本金・出資金の総額が10億円未満の法人、常時使用する従業員が1,000人未満の法人・個人事業主が対象です。
プロフェッショナル人材とは…	県外で概ね5年以上の勤務により事業の計画・運営などの実績を有し、受入先の企業で事業創出力の強化に繋がるような活躍に繋がる人材であって、長野県プロフェッショナル人材戦略拠点を通して民間人材ビジネス事業者が紹介する者をいう。 (具体的なイメージは裏面を参照)
対象経費	認定事業者が負担するプロフェッショナル人材に係る給与（基本給に限る。）に係る費用とする。
補助対象期間	雇用開始から2か月 ※令和3年2月28日までに補助対象期間は終了とし、申請書の最終提出期限は1月22日とします。なお、予算枠がなくなり次第、申請受付を終了いたします。
補助率	◆対象経費の1/2以内。ただし、以下の重点分野にプロフェッショナル人材を雇用する場合には2/3以内とします。 ①情報技術（IT）開発、保守管理 ②医療機器・健康福祉機器の開発 ③健康食品・健康飲料の開発 ④省エネルギーに資する機械装置・製品の開発 ⑤自然エネルギーを活用した製品の開発 ⑥電気自動車・小型航空機等の次世代交通分野に係る基幹部品・加工装置の開発、保守
補助限度	同一年度で1社5人まで

プロフェッショナル人材のイメージ

類型	人材イメージ	具体的な経験
経営人材・経営サポート人材	経営者や経営者を支える右腕として企業マネジメントに携わる人材（将来の経営幹部候補も含む）	例） 企業経営や大手企業での事業部管理等のマネジメント経験者 等
販路開拓人材	新規事業や海外現地事業の立ち上げなど、企業にとって新たな販路を開拓し、売上増等の効果を生み出す人材	例） 商社等での営業や新規事業の立ち上げ経験者、海外事業企画等のグローバルビジネス経験者 等
事業再生人材	企業価値の向上に向けて、企業が抱える課題を解決（財務再構築、事業再編等）し、事業再生を推進する人材	例） 金融機関のOB等で事業再生に係る案件をマネジメントとして手がけた経験を有する者 等
生産性向上人材	開発や生産等の現場で新たな価値（改善による生産性向上、新たな製品開発に取り組む等）を生み出すことのできる人材	例） 大手企業の工場長等の経験者、技術者として開発リーダー等の経験者 等

※詳細は、県ホームページに掲載の「補助金交付要綱」及び「Q&A」をご覧ください。

手続の流れ

就業開始 10 日前までに提出してください。

STEP 1 プロフェッショナル人材の採用決定（内定）

企業が長野県プロフェッショナル人材戦略拠点を通して民間人材ビジネス事業者の紹介する人材をスカウト。

STEP 2 補助金の認定・交付申請

採用が内定したら、申請書を提出してください。（様式は下欄の担当課へ請求するか、県ホームページから入手してください。<http://www.pref.nagano.lg.jp/rodokoyo/rodo/koyou/j.html>）
県では速やかに補助対象の可否を審査して、結果を申請者に通知します。

STEP 3 雇用開始

対象期間は雇用開始から2か月を限度とします。

STEP 4 期間終了後に実績報告、補助金の請求

期間終了後に必要書類を添付して実績報告書を提出してください。県では補助金額を確定して、申請者へ通知しますので、補助金を請求してください。

STEP 5 補助金の支給

申請前に必ずお問い合わせください。



お問い合わせ・
申請書提出先

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2
長野県庁 産業労働部 労働雇用課 雇用対策係
電話：026-235-7201（直通） FAX：026-235-7327
メールアドレス：koyotai@pref.nagano.lg.jp